

質 疑 応 答 書	
財務会計システム用機器及びシステム賃貸借	
更 新 日	令和6年5月2日
質 問 事 項	回 答 事 項
①既設物件の撤去費用はリース料に含めないという認識でよろしいでしょうか。	①ご認識のとおりです。
②契約期間終了後の機器回収時に、貴連合もしくは調達物件業者様のご負担で機器取り外しの上、1カ所に集めていただくことは可能でしょうか？	②調達物件業者が機器の取り外しを行い、所定場所に集約保管いたします。
③データ消去はソフト消去という認識でしょうか。また、オフサイト（当社の指定する場所での作業）でもよろしいでしょうか。データの消去後の証明書提出は必要でしょうか。	③データ消去及び設定情報の削除作業は調達物件業者が実施いたします。リース会社は物件の廃棄証明書を提出していただくこととなります。
④リース会社はMDM未解除の判別ができないため、データ消去をしても設定情報は削除されない場合がございます。そこで、MDM解除については、借主となる貴連合にて責任を持たれるようお願いしたいのですが、お認めいただけますでしょうか。	④データ及び設定情報は、全て調達物件業者にて削除作業を行います。
⑤賃貸借契約書及び約款の案を事前にいただくことは可能でしょうか。	⑤別添資料をご確認ください。
⑥賃貸借期間終了後について再リースの予定はありますでしょうか。	⑥現時点では、契約期間終了後の再リースの予定はありません。
⑦世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。	⑦やむを得ない事情により賃貸借期間の変更等についての協議は可能ですが、原則として仕様書記載の賃貸借期間でご対応いただきたいと考えております。
⑧インボイス対応において、要件を満たす適格請求書（お支払予定表等）は必要でしょうか。	⑧適格請求書は必要ありません。